

個人住民税(地方税)の扶養控除が変わります

平成22年度の税制改正により個人住民税の扶養控除が改正されました。
個人住民税は平成24年度から適用されます(所得税は平成23年分から適用されています。)

子どもを持つ
わたしたちにも
関係のあることね。

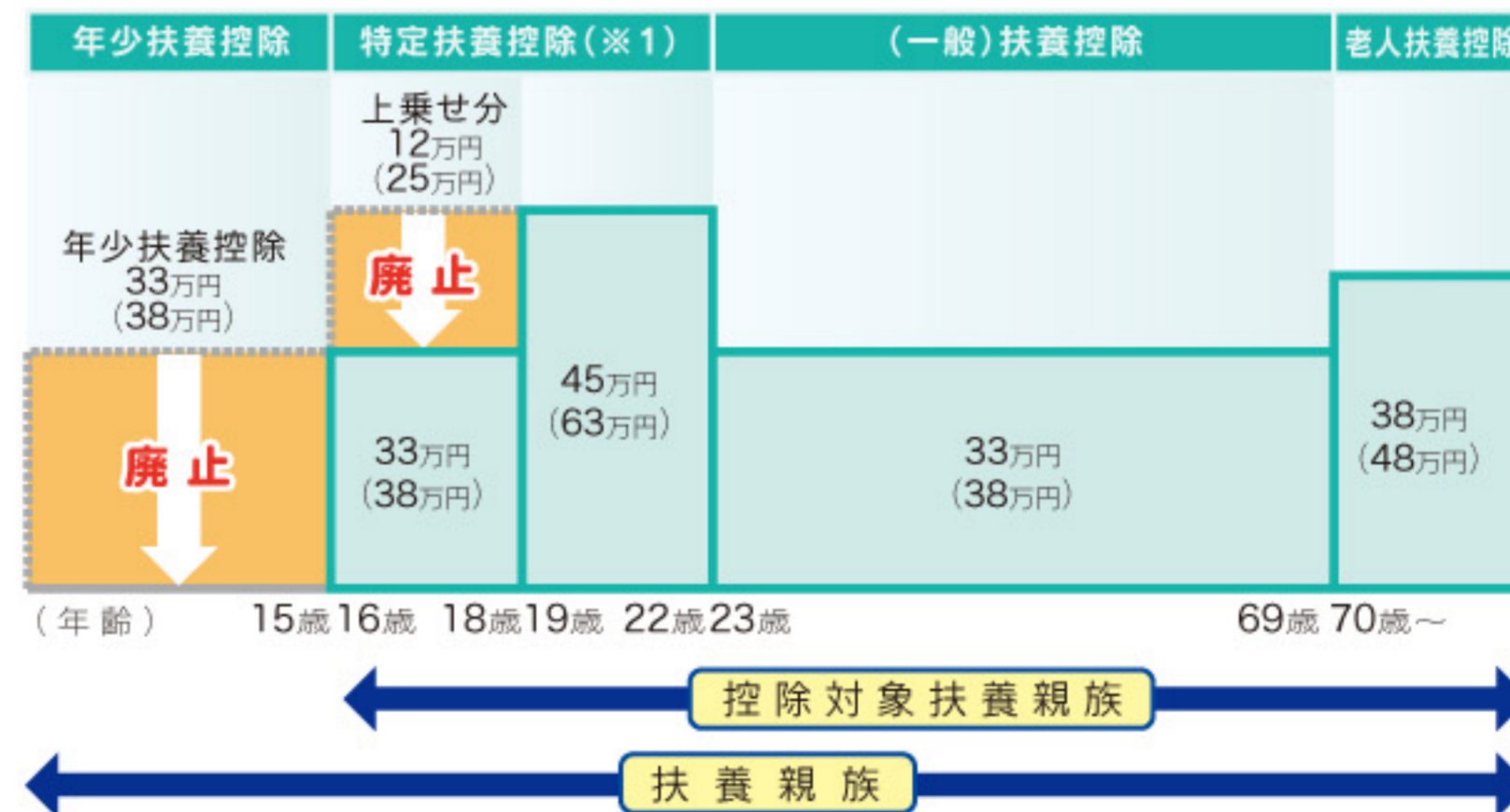
個人住民税の
扶養控除が
変わるのね!

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)が廃止されます。

**16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が
廃止され、扶養控除の額が33万円となります。**

なお、特定扶養控除に関して、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除(45万円)、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)及び、70歳以上の老人扶養控除(38万円)については現行のまま変更はありません。

年少扶養控除は廃止されますが、個人住民税の非課税限度額の算定に扶養親族の人数が必要となりますので、ご申告時に16歳未満の扶養親族の方をご申告していただく必要があります。



※1 16歳以上19歳未満の特定扶養控除は一般扶養控除に移行します。
※2 ()内の数字は所得税の控除額です。

詳しくはお住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせください。